

平成31年4月11日

各部課等の長 殿

総務部長

平成31年度予算執行方針について

平成29年度普通会計決算において、実質单年度収支が2年連続で赤字となりました。本年度当初予算において財政調整基金8億円を繰り入れるとしたものの、平成30年度一般会計予算の3月補正で約10億円の実質収支をすべて使い切る結果となり、基金の積み増しもできない状況となっています。

年度当初にもかかわらず、健全財政を目指すには、まず歳出において、一部事業執行の緊急点検をお願いせざるを得ない状況です。

一方、歳入においては、普通交付税が平成28年度から5年間の段階的縮減等により、前年度比5億1,000万円の3.9%減を見込んでおり、合併算定替と1本算定の差は、9億6,517万円(平成30年度算定)となりました。各部のマイナス3%シーリング達成により3億円を捻出し、6億6,517万円まで圧縮したところです。

このような状況下においても、『人口減少を抑え』、『市民所得を伸ばし』、『本市に住み続けたいと思う市民を増やす』という総合計画が目指す目標・理念の実現に全精力を傾けていかなければなりません。

一見矛盾したような方向性ではありますが、突き詰めれば個々の職員の行政能力、バランス感覚が問われているということであり、ムダを削ぎ、限りある人材と財源で確実に成果をあげていくという覚悟を持って、予算執行に臨むことを要請します。

記

- 1 各事業の予算執行に当たっては、当初予算査定における調整内容、指示事項に基づいて執行すること。また、二役指示事項、新規事業及び制度の変更等に関わる事務は、必ず、企画調整課及び財政課と十分に協議・調整を行うこと。
- 2 特定財源を充当する事業については、当該財源の確定後、または、当該財源が確実に見込まれるときでなければ、予算執行することはできない。
国・県補助金の増額対応は、事前に財政課と協議を行うこと。減額の場合は市的一般財源では補填せず、補助金の減少分の歳出予算を執行してはならない。また、国、県への補助申請が採択されなかった場合は、原則、事業は中止とすること。（酒田市財務規則第13条「予算執行の制限」要約）
- 3 これまでも安易な補正を行わないことを要請してきたが、昨年度、繰越金のすべてが、補正財源として使われてしまったことを踏まえ、予算の補正のあり方を再検証する。決算で生じる繰越金は、地方財政法の規定による積立もしくは繰上償還及び翌年度の予算編成の財源であるため、このことを最優先とする。
- 4 予算編成方針が明示されてからが予算作業期間ではない。調整が必要な相手方がいるのであれば、なおさら十分な協議を重ね、あるべき姿を実現できるよう余裕を持って作業を行うこと。